

令和 6 年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

令和 7 年 2 月

京 都 市

令和 7 年 2 月
京 都 市

令和 6 年度再評価対象事業及び事後評価対象事業について、京都市公共事業評価委員会から「令和 6 年度公共事業の評価に関する意見書」が提出されたことを踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

（別紙 1）のとおり、再評価の対象となった 3 事業の対応方針について、1 事業は「事業休止」、2 事業は「事業継続」とする。

（別紙 2）のとおり、事後評価の対象となった 2 事業の対応方針は「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」とする。

今年度の公共事業評価で確認した各事業の必要性、有効性、事業実施の効果等については、今後の本市で実施する公共事業にいかすものとし、事業の効率性及び透明性の一層の向上に努めるものとする。

2 個別事業について

<再評価>

（1）道路事業 一般国道 477 号（大布施拡幅）

本事業は、緊急輸送道路に指定されている一般国道 162 号と 367 号を東西に結ぶ重要な路線である一般国道 477 号において、幅員が狭い箇所や線形不良による見通しが悪い箇所を解消するとともに、防災点検に基づく法面の要対策箇所の整備を進めることにより、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

事業区間の約 7 割を既に供用しており、線形不良の解消や、防災点検に基づく法面の要対策箇所 3 か所のうち 2 か所の道路改良が完了し、安全で円滑な道路交通の確保による事業効果がみられる。

未供用区間において事業の必要性はあるが、前回の再評価時から進捗がなく、現在進めている他事業を着実に進めなければならず、当面、本事業の進捗を図ることができないことから、「事業休止」とする。

なお、未供用区間については、防災点検に基づく法面の要対策箇所を含め、日々のパトロールを行うとともに、必要に応じて対策を実施する等、利用者の安全確保に向けた取組を実施する。

（２）道路事業 一般国道１６２号（川東拡幅）

本事業は、右京区京北地域と京都市街地を結ぶアクセス道路として重要な路線である一般国道１６２号において、幅員が狭い箇所や線形不良による見通しが悪い箇所を解消するとともに、防災点検に基づく法面の要対策箇所の整備を進めることにより、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

事業区間のうち、第１工区は完成して供用しているが、第２工区は未完成であり、防災点検に基づく法面の要対策箇所や幅員が狭い箇所、線形不良による見通しが悪い箇所が残されている。

本路線は、第１次緊急輸送道路に指定されており、防災機能の強化と安全かつ円滑な交通の確保を図るための整備を進めていく必要があることから、「事業継続」とする。

（３）河川事業 新川

本事業は、河川断面を拡大する等の河川改修を行い、流下能力の向上を図るものである。

本河川の流域では、流域の市街化が進行していることや、近年、水災害が激甚化・頻発化しており、河川改修による事業効果を早期に発現させる必要があることから、「事業継続」とする。

<事後評価>

（１）街路事業 北泉通（松ヶ崎東通～川端通）

本事業は、都市計画道路北泉通において、道路拡幅及び高野川に架かる橋の新設を行うとともに、関連事業として東大路通まで歩道再整備（バリアフリー化）を実施することで、道路ネットワークの形成による利便性の向上、連続した歩道ネットワークの形成による安全性の向上、防災機能の向上を図ったものである。

事業完了後の交通量の変化や関係者へのヒアリングにより、本事業実施に伴う効果が確認できたことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」とする。

（２）道路事業 先斗町通（無電柱化）

本事業は、無電柱化の実施により、先斗町通の魅力的な景観の保全再生を図るとともに、快適な歩行空間の確保、地域の防災機能向上を図ったものである。

事業完了後のアンケート調査により、本事業実施に伴う効果が確認できたことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」とする。

令和 6 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	経過 年数	対応方針
道路事業	1	一般国道 477 号 (大布施拡幅)	延長 L=2,195m 幅員 W=9.0m	H2 (1990)	③	35	事業休止
	2	一般国道 162 号 (川東拡幅)	延長 L=2,150m 幅員 W=7.5～ 9.0m	H12 (2000)	③	25	事業継続
河川事業	3	新川	延長 L=890m 幅員 W=6.0m	H7 (1995)	③	30	事業継続

(別紙2)

令和6年度 事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後7年以内）の事業
②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	対応方針
街路事業	1	北泉通 (松ヶ崎東通～川端通)	延長 L=214m 幅員 W=11.0～ 12.5m	H24 (2012)	①	R2 (2020)	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要
道路事業	2	先斗町通（無電柱化）	延長 L=490m 幅員 W=1.6～ 4.4m	H27 (2015)	①	R3 (2021)	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要